別紙第6　健全化判断比率の状況

（単位：％）

年度 / 健全化判断比率	計画初年度の前年度		計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第2年度）		平成23年度（第3年度）		平成38年度（実質最終年度）	平成41年度（最終年度）
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.94)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)		0.00	0.00
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.36 (19.94)	0.00 (19.91)	0.27 (20.00)	0.00 (20.00)		0.00	0.00
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	36.8 (25.0)	43.1 (25.0)	42.8 (25.0)	41.5 (25.0)	40.9 (25.0)		85.3	7.0
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	1,091.1 (350.0)	935.2 (350.0)	922.5 (350.0)	937.0 (350.0)	891.3 (350.0)		105.3	—

償還額		計画値	0	0	453,212	482,985	2,558,449	0
		実績値	0	0	453,212	482,985		
	元金	計画値	0	0	0	0	2,529,952	0
		実績値	0	0	0	0		
	利子	計画値	0	0	453,212	482,985	28,497	0
		実績値	0	0	453,212	482,985		
未償還元金		計画値	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0
		実績値	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000		

○財務省告示第三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百二十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二兆四千七百八十一億円